

- 一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事
 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積
 (1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地
 土地の所在 熊本県球磨郡五木村乙

字	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
		公 簿	現 況	公 簿	実 測	
高野	585 番 7	公衆用道 路	公衆用道路	65	64.83	64.83
高野	626 番 1	公衆用道 路	公衆用道路	28	162.32	162.32

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地
 な し
- 4 土地所有者の氏名及び住所
 国土交通省 (持分 42 分の 41)
 上記代表者 国土交通大臣 北側一雄
 東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号
 不明 ただし
 登記名義人
 森川明美 (持分 42 分の 1)
 熊本県上益城郡益城町大字惣領 1405 番地 3
 又は
 国土交通省 (持分 42 分の 1)
 上記代表者 国土交通大臣 北側一雄
 東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
 な し
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
 平成 17 年 5 月 31 日

熊本県収用委員会公告第 38 号

土地収用法 (昭和 26 年法律第 219 号) 第 45 条の 2 の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成 17 年 6 月 13 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
 2 事業の種類
 一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事
 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積
 (1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地
 土地の所在 熊本県球磨郡五木村乙

字	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
		公 簿	現 況	公 簿	実 測	
高野鶴	492 番 2	公衆用道 路	公衆用道路	95	773.73	773.73

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地
 な し
- 4 土地所有者の氏名及び住所
 不明 ただし
 土地登記簿表題部所有者欄記載
 鬼塚奥七 (持分 4 分の 1)
 存否不明
 兼田文七 (持分 4 分の 1)
 存否不明
 荒川市内 (持分 4 分の 1)
 存否不明
 中村二八 (持分 4 分の 1)
 存否不明
 又は
 国土交通省
 上記代表者 国土交通大臣 北側一雄
 東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

な し

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成 17 年 5 月 31 日

熊本県収用委員会公告第 39 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成 17 年 6 月 13 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積
(1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地
土地の所在 熊本県球磨郡五木村乙

字	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
		公 簿	現 況	公 簿	実 測	
久領	375 番 4	公衆用道 路	公衆用道路	49	61.08	61.08

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地
な し

- 4 土地所有者の氏名及び住所
国土交通省（持分 10 分の 9）
上記代表者 国土交通大臣 北側一雄
東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号
不明 ただし
池田公代（持分 15 分の 1）
熊本県熊本市田崎一丁目 3 番 60 - 202 号
早田龍哉（持分 30 分の 1）
居所不明
ただし住民票上の住所
大阪府大阪市中央区島之内一丁目 4 番 29 - 603 号森川龍太郎方
又は
国土交通省（持分 10 分の 1）
上記代表者 国土交通大臣 北側一雄
東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
土地使用借権者 道路管理者 熊本県
上記代表者 熊本県知事 潮谷義子
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成 17 年 5 月 31 日

熊本県内水面漁場管理委員会指示第 171 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項及び同法第 130 条第 4 項の規定に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取扱いについて、次のとおり指示する。

平成 17 年 6 月 13 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 馬 場 敬 次

- 1 指示の内容
県内の公共の用に供する内水面及びこれと接続一体を成す内水面において、コイを持ち出し他の水域に放流してはならない。
- 2 指示の期間
平成 17 年 6 月 17 日から平成 18 年 6 月 16 日まで

